

6 任期満了 JET ALT の帰国費用・航空券について Q&A

	質問	回答	関連資料
1	航空券の予約クラスの条件はあるのでしょうか。	エコミークラスであることが条件です。 私学財団では、経済的見地からは「 <u>予約内容の変更が可能なエコミークラス最安値片道航空券</u> 」が望ましいと考えます。	・手引 P.14、P.53、P.56
2	航空運賃が高額になる場合もありそうだが助成対象となるのでしょうか。	原則として、「 <u>最も経済的かつ合理的な経路による航空運賃</u> 」を助成の対象としています。 <u>極端に高額な場合は、事前に私学財団へご相談ください。</u>	・私立学校外国語指導助手活用事業費助成金交付要綱
3	帰国時の空港までの交通費の助成対象を教えてください。	公共の交通機関(電車、空港バス等)を利用した自宅から空港までの最短かつ経済的なルートが助成対象となります(タクシーなどは助成対象外)。	
4	追加および超過手荷物料金は助成の対象でしょうか。	いいえ。助成の対象とはなりません。	
5	航空券の経路の条件はあるのでしょうか。	成田(羽田)国際空港等から、経済的かつ合理的経路での、来日時に在外公館から指定された各国の国際空港までになります。	・任用団体マニュアル「第3章受入事務 3-4 任用終了時の事務」 ・手引 P.14、P.53、P.56
6	来日時に利用した国際空港とは別の場所を到着地とした場合も助成対象となるのでしょうか。	いいえ。帰国航空券については成田(羽田)国際空港から <u>来日時に在外公館から指定された各国の国際空港までの運賃</u> が助成の対象です。引越し等で着地空港の変更を希望される場合は、必ず航空券取得前に私学財団にご連絡ください。	・任用団体マニュアル「第3章受入事務 3-4 任用終了時の事務」 ・手引 P.53、P.56
7	JET ALT の私的事情により、来日時とは異なる経路にて、途中経由地に立ち寄ることはできるのでしょうか。	いいえ。JET ALT の私的事情による費用に対して学校に負担の義務はないものと考えられます。よって助成の対象にはなりません。	・質疑応答集「5-9 帰国先を変更した場合の取扱い」
8	JET ALT が航空券を手配し、学校が後日弁償する方法をとってもよいのでしょうか。	JET ALT が手配した場合、最終的に学校が負担し、JET ALT が受領した証跡(振込明細、領収書、受領書等)が必要です。	・手引 P.14、P.56
9	航空券を手配するにあたり、領収書に明示すべき項目は何でしょうか。	料金(片道)、搭乗者氏名、航空券の詳細(発着および経由地空港(在外公館指定空港)・日付・座席のクラス)が明記されている必要があります。	・手引 P.14、P.53、P.56
10	直行便が運航されているが、料金が安いので経由便を手配しても問題ないのでしょうか。	乗り換えのために経由地の空港内で数時間滞在する便であれば問題ありません。ただし、空港の外に出て宿泊を伴う滞在が発生する場合は、原則として <u>助成の対象外となります</u> のでご注意ください。	・手引 P.14、P.53